

《 事務所ニュース 2016年3月号 》

岩崎社会保険労務士事務所 特定社会保険労務士 岩崎健志

〒 277-0032 柏市名戸ヶ谷 1-7-8-101
URL : <http://kashiwa-iwasaki-sr.com>

TEL / FAX 04-7103-8252
E-mail : info@kashiwa-iwasaki-sr.com

健康保険の標準報酬月額の上限定 及び累計標準賞与額の上限定 (平成28年4月から)

国民健康保険法等の一部を改正する法律が平成27年5月29日に公布されたことにより、平成28年4月から健康保険及び船員保険の標準報酬月額の上限及び累計標準賞与額の上限が変更になります。

<標準報酬月額及び累計標準賞与額の上限の変更>

★健康保険法及び船員保険法における現在の標準報酬月額の最高等級(47級・121万円)の上に3等級が追加され、上限が引き上げられます。

改定前			改定後		
月額等級	標準報酬月額	報酬月額	月額等級	標準報酬月額	報酬月額
第47級	1,210,000円	1,175,000円以上	第47級	1,210,000円	1,175,000円以上 1,235,000円未満
			第48級	1,270,000円	1,235,000円以上 1,295,000円未満
			第49級	1,330,000円	1,295,000円以上 1,355,000円未満
			第50級	1,390,000円	1,355,000円以上

★健康保険法及び船員保険法における年度の累計標準賞与額の上限が540万円から573万円に引き上げられます。

<改定通知書の送付(健康保険)>

健康保険の標準報酬月額の上限定に伴い、改定後の新等級に該当する被保険者の方がいる対象の事業主に対して、平成28年4月中に管轄の年金事務所より「標準報酬改定通知書」をお送りします。なお、標準報酬月額の上限定に際して、**事業主からの届出は不要です。**

平成28年度の年金額について (平成28年4月から)

平成28年度の年金額は、物価がプラス0.8%、賃金がマイナス0.2%の変動となったことを踏まえ、物価、

え置きとなります。ただし、被用者年金一元化法(平成27年10月施行)により端数処理が変更※になったため、月額で数円の増減が生じます。

なお、年金額のお知らせについては平成28年6月上旬に送付する予定としています。

※ それまでの100円未満四捨五入から、1円未満四捨五入に改められました。

健康保険料率の変更(協会けんぽ) 平成28年3月から(4月納付分)

全国健康保険協会は、平成28年度の都道府県単位の健康保険料率を改定すると公表しました。下記をご参照ください。なお全国一律の介護保険料率については、据え置きとなります。(1.58%)

変更は平成28年3月(4月納付分)からとなります。

従業員からは、4月に支給する給与から変更の保険料を控除してください。

※ 任意継続被保険者の方は4月分(4月納付分)から変更となります。

全額表示	健康保険	合計保険料
千葉県	9.93%	11.51%
東京都	9.96%	11.54%
埼玉県	9.91%	11.49%

※ ご不明な点がございましたら、お気軽にお問い合わせください。

業務内容

労働・社会保険の書類作成及び提出代行
給与計算サービス(月次・賞与・年末調整)

労使間トラブルの相談

就業規則等の人事制度構築

個別年金相談(老齢・障害・遺族)

各種助成金の紹介、書類作成、提出代行